

令和3年5月10日

第106回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について  
(報告)

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1	介護保険システム	<p>①平成 30 年度税制改正に伴い、保険料・利用者負担割合・高額介護サービス費・補足給付等の判定に必要となる項目を追加する。</p> <p>②介護保険第 8 期制度改正に伴い、負担限度額認定、高額介護サービス費の判定に必要となる項目を追加する。</p> <p>（法令又は制度の改廃に伴う追加）</p> <p>（本人の同意があり収集している情報項目の追加）</p>	<p>① 所得金額調整控除</p> <p>② 預貯金、有価証券、その他資産、配偶者有無、資産確認日、年少扶養人数、旧特定扶養人数</p>	<p>福祉局</p> <p>介護保険課</p>

福介第 5594 号  
令和 3年3月26日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 福祉局 介護保険課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市  
個人情報保護審議会答申第640号別紙2に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	介護保険システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成30年 6月 25日（第87回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和 3年 5月～
今回追加する項目の 追加理由	<p> <input type="radio"/> ① 法令又は制度の改廃に伴う追加  <input type="checkbox"/> ② 利用目的が同質の情報項目の追加  <input type="radio"/> ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加         </p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>①平成30年度税制改正に伴い、保険料・利用者負担割合・高額介護サービス費・補足給付等の判定に必要となる項目を追加する。</p> <p>②介護保険第8期制度改正に伴い、負担限度額認定、高額介護サービス費の判定に必要となる項目を追加する。</p>
今回追加する情報項目	<p>① 所得金額調整控除</p> <p>② 預貯金、有価証券、その他資産、配偶者有無、資産確認日、年少扶養人数、旧特定扶養人数</p>